

## 伊豆スカイライン

当公社一般自動車道(伊豆スカイライン)を通行する自動車についての保安上の供用制限はつぎによる。

(1) 自動車(人が乗車し、又は貨物が積載される場合にあつては、その状態)の長さ、幅、高さ及び重量等

長 さ 12メートル以下

幅 2.5メートル以下

高 さ 3.8メートル以下

総重量 20トン以下

最小回転半径 最外側のわだちについて12メートル以下

(2) 速 度

(イ) 自. 田方郡函南町大字桑原字國見嶽1400番地の63地先

至. 田方郡函南町大字桑原字國見嶽1400番地の61地先

延 長 100メートル

乗用自動車 40キロメートル/毎時

乗合自動車 40キロメートル/毎時

貨物自動車 40キロメートル/毎時

(ロ) 自. 田方郡函南町大字桑原字國見嶽1400番地の61地先

至. 伊豆市冷川字大幡野1524番地の392地先

延 長 40, 450メートル

乗用自動車 50キロメートル/毎時

乗合自動車 50キロメートル/毎時

貨物自動車 50キロメートル/毎時

(ハ) 自. 伊豆市冷川字大幡野1524番地の392地先

至. 伊豆市冷川字大幡野1524番地の1401地先

延 長 50メートル

乗用自動車 60キロメートル/毎時

乗合自動車 60キロメートル/毎時

貨物自動車 60キロメートル/毎時

(3) キャタピラーを有する自動車等の通行禁止

キャタピラーを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は、通行を禁止する。

(4) 路肩通行の制限

通行する自動車は、その車輪が路肩にはみ出してはならない。

(5) 通行方法の制限

当公社が一般自動車道の構造を保全し、通行の危険を防止し、又は通行効率の低下を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、その通行方法によらなければならない。

(6) 緊急自動車等の特例

道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害救助、水防活動その他特別の用務のために通行する自動車で当公社が認めるものについては、前号までの制限を適用しない。